

一般社団法人日本緩和医療薬学会認証
在宅緩和ケア対応薬局 規程

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本緩和医療薬学会（以下、本学会と略記）は、定款第3条、第4条、第5条に従い、地域において在宅緩和ケアを志向する薬剤師・薬局に対して、本学会が有する科学的・倫理的知見並びに社会的責任に基づく支援を提供し、もって、緩和医療を必要とする患者らが適切な保険薬局の選択のもと、生活部面において質の高い緩和薬物療法を受けることができるように、在宅緩和ケア対応薬局認証事業（以下、在宅緩和ケア対応薬局認証システムと称する）を設置する。

(在宅緩和ケア対応薬局認証システム)

第2条 前条の目的を達成するため、本学会において在宅緩和ケア対応薬局認証規程を定め、緩和ケアに必要とされる薬物療法等に一定水準以上の知識・技術・実践力を有すると認められる薬剤師が緩和ケアに従事し、かつ在宅緩和ケア実施上必要とされる特定の機能要件を満足する保険薬局を、“在宅緩和ケア対応薬局”として認証し、本学会として、人材育成・交流促進等の諸部面において支援を行うものとする。

(在宅緩和ケア対応薬局)

第3条 在宅緩和ケア対応薬局とは、前第2条に示す人的要件および特定の機能的要件をすべて備えるものとして本学会の認証を受けた薬局をいう。

2 在宅緩和ケア対応薬局の認証を申請する薬局は、以下の要件をすべて満足することを要する。

- 一 都道府県が認定する「地域連携薬局」もしくは1年以内に「地域連携薬局」を取得する予定の薬局であること。
- 二 申請時において、医療用麻薬を取り扱っていること。
- 三 医療用麻薬などの無菌製剤処理を実施できる体制を整備していること。
- 四 申請時において、当該保険薬局に所属する常勤薬剤師1名以上が、本学会の会員であること。
- 五 前四号に掲げる薬剤師は、申請時において次に掲げる要件をすべて満足する者であること。
 - ① 薬剤師としての実務歴を5年以上有すること。
 - ② 「日本緩和医療薬学会認定緩和薬物療法認定薬剤師」の資格を有しているか、取得予定のもの。
 - ②の2 取得予定のものは「日病薬病院薬学認定薬剤師」「日本薬剤師研修センター研

修認定薬剤師」「JPALS 認定薬剤師」等の薬剤師認定制度機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師のいずれか一つ以上の資格を有していること。
また、申請時まで、本学会が開催する「在宅緩和ケア総論」を受講していること。
そして、本学会が開催する「地域緩和ケアネットワーク研修」を、申請後2年以内に修了することとする。

- 六 当該薬局に所属する薬剤師が薬学的介入を行った緩和医療領域服薬指導等の実績について本学会所定の様式に従い3症例（最低1症例は在宅医療の症例）を提示できること。

第2章 運営・実施機関

（運営）

- 第4条 本学会は、薬局認証システムの検証および維持・運営を担当し、併せて地域における緩和ケアネットワーク構築を検討するため、地域連携委員会を設置する。
- 2 地域連携委員会は委員として15名以内を置くものとし、認定制度との整合性を図るため、認定制度委員会の委員を加えるものとする。
 - 3 同委員会の長と副は、理事会の議を経て選出するものとする。

（薬局認証小委員会）

- 第5条 在宅緩和ケア対応薬局認証事業実施のため、地域連携委員会の中に薬局認証小委員会を設置する。
- 2 薬局認証小委員会委員として5名以上12名以内を置き、かならず認定制度委員会委員を含むものとする。なお、同小委員会の長は、地域連携委員会の委員長が兼任するものとする。
 - 3 薬局認証小委員会は、在宅緩和ケア対応薬局認証規程ならびに細則を作成し、これを地域連携委員会委員長を通して理事会に提示し、その議を経て事業に適用する。
 - 4 薬局認証小委員会は、在宅緩和ケア対応薬局の認証審査を実施し、その認証審査結果を地域連携委員会委員長を通して理事会に提示し、その議を得るものとする。
 - 5 薬局認証小委員会は、毎年次認証システム実績を検証・点検し、その結果を地域連携委員会に報告するとともに、要時、規定並びに細則等の改正の必要性について地域連携委員会に具申するものとする。

第3章 在宅緩和ケア対応薬局の認証等

（認証の申請）

- 第6条 在宅緩和ケア対応薬局の認証を申請する保険薬局は、申請時において本規程の第3条に定める申請に必要な要件をすべて満たし、認証申請書と共に認証申請要件を証明する書類を提出し、審査を受けるものとする。

(審査・認証)

第7条 前第5条第4項に基づき、在宅緩和ケア対応薬局の認証を申請する保険薬局に対する認証審査は、薬局認証小委員会が行う。

2 在宅緩和ケア対応薬局の認証は、前第5条第4項に基づき理事会の議を経て、本学会の代表理事（理事長）がこれを行う。

(登録)

第8条 本学会は、前条の認証を受けた保険薬局を名簿に登録し、その薬局名称および所在地等を当会HP等で公表するとともに、当該保険薬局に対して認証証明を発行する。

(認証の更新)

第9条 在宅緩和ケア対応薬局の認証期間は3年とし、3年毎にこれを更新するものとする。

(在宅緩和ケア対応薬局の更新)

第10条 在宅緩和ケア対応薬局の認証更新を申請する保険薬局は、更新申請時点において以下の要件をすべて満足することを要する。

- 一 申請時において、都道府県による「地域連携薬局」の認定を受けていること。
- 二 無菌製剤処理を実施できる体制を継続して整備していること。
- 三 医療用麻薬を継続して取り扱っていること。
- 四 当該薬局で主として緩和医療に従事する薬剤師が更新申請時点において本学会の会員であること。
- 五 前四号に掲げる薬剤師は、更新申請時に以下に掲げる要件をすべて満足する者であること
 - ① 「日本緩和医療薬学会認定緩和薬物療法認定薬剤師」の資格を有している、もしくは申請予定であること。
 - ② 更新申請前3年以内に本学会の会員として認定対象となる講習等を所定の単位（計60単位）以上履修していること。
 - ③ 「日病薬病院薬学認定薬剤師」「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師」「JPALS認定薬剤師」等の薬剤師認定制度機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師のいずれか一つ以上の資格を有していること。
- 六 当該薬局に所属する薬剤師が薬学的介入を行った緩和医療領域服薬指導等の実績について本学会所定の様式に従い在宅医療の3症例を提示できること。

(認証更新の申請)

第11条 在宅緩和ケア対応薬局の認証を更新しようとする薬局は、更新申請時において更

新条件を全て満足し、更新申請書と共に更新要件を証明する書類を提出し、更新審査を受けるものとする。

(認証更新の審査・認証)

第12条 認証の更新を申請する薬局に対する審査は、薬局認証小委員会が行う。

- 2 認証の更新は、薬局認証小委員会の審査の結果を地域連携委員会が受け、理事会の議を経て代表理事（理事長）がこれを行う。

(認証効力の消滅)

第13条 本学会、あるいは認証を申請する薬局が以下に掲げる各号に該当するに至った場合、両者の合意に基づき、認証の法的効力は消滅するものとする。

- 一 本学会が解散等により法人格を失うことが予定されている場合、若しくは社会事情等の変化に応じて本在宅緩和ケア対応薬局認証のための事業の廃止が決定された場合
 - 二 すでに認証を受けている薬局が、その認証期間中に地域連携薬局でなくなった場合、および認証期間中に保険薬局でなくなった場合
 - 三 すでに認証を受けている薬局が、その認証期間中に、本規定第3条第2項に定める認証に必要な要件を満足することができなくなった場合
 - 四 認証を受けている薬局が、その認証期間中に理由を付して認証の辞退を申し出た場合
- 2 本条第一号に該当する場合において、本学会は認証を受けている薬局に対し、不利益が生じないように認証期間の確保および認証期間中に薬局が必要とする支援を継続するように努めなければならない。
 - 3 本条第二号から第四号に該当する場合においては、認証効力消滅事由又は認証辞退事由が解除され、かつ認証申請意思がある場合は、当該年度以降の年度において改めて認証申請を行うことができる。

(認証の取消)

第14条 本学会の代表理事（理事長）は、在宅緩和ケア対応薬局の認証を受けた薬局が、以下に該当するに至ったことが明らかとなった場合、薬局認証小委員会、地域連携委員会、理事会の議を経て、認証を取り消すことができる。

- 一 当該在宅緩和ケア対応薬局及びその開設者、管理者、並びに当該薬局において主として緩和ケアに従事する薬剤師が業務上関与する諸法令に違反し公共の利益を損ねた場合、また地域社会の信用と薬局・薬剤師の品位を傷つけたと認められる場合。
- 2 本学会の代表理事（理事長）は、前期在宅緩和ケア対応薬局の認証の取消の決定に際しては、当該薬局並びに当該薬剤師等に対し、十分な弁明の機会を与えるものとする。

- 3 期間の経過等を含めて、認証の取消に係る事由が消滅した場合にあっては、当該薬局が必要な要件を満足して、再度認証の申請を行うことを妨げるものではない。

(認証の特例：認証期間中の認証効力の一時的停止による権利の保護)

第 15 条 在宅緩和ケア対応薬局の認証期間中に、前第 13 条第二号または第三号の事由に基づく認証効力消滅事案が発生した場合、本学会の代表理事（理事長）は当該薬局の申し出により、薬局認証小委員会、地域連携委員会、理事会の議を経て、期限を定めて認証効力の一時的停止の措置をとることができる。

- 2 本学会並びに当該薬局の合意に基づき、本条に規定する特例が適用された場合、認証期間内における前第 13 条第二号、または第三号に基づく認証効力の消滅は発生しないものとみなす。
- 3 認証効力の一時的停止の期限は、当該薬局のあらかじめの申し出に沿って決定され、その期間は、認証期間を越えないものとする。
- 4 当該薬局の申し出による認証効力の一時的停止期間を経過しても、なお、前第 13 条第二号、または第三号の事由が解除できなかった場合は、本学会および当該薬局の合意により、認証効力消滅事案が発生した時点に遡って前条の規定を適用するものとする。
なお、この場合であっても、前第 13 条第二号または第三号の事由解除後において、改めて認証申請を行うことを妨げるものではない。
- 5 本条認証の特例は、認証の更新については適用しない。

第 4 章 規程の変更

(規程の改廃)

第 16 条 本規程の改廃は、理事会において行う。

第 5 章 補則

(その他)

第 17 条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は別に定める。

附則

本規程は令和 4 年 11 月 17 日から施行する。